競争市場で作用する偏在的権力の一表現

——拘束性と規範性——

金　子　裕　一　郎*

目　次

はじめに
Ⅰ．自由主義のパラドックス
　論争の帰結から
Ⅱ．Gibbard=佐伯の問題提起
Ⅲ．選択的選好
おわりに

はじめに

市場が政治性を帯びている，という認識は広範に渡る政治経済学の数少ない共通理解であろう。つまり，選択行為並びに交換過程への何らかの介入が，例えば権力として，行為主体の自覚の有無を問わずなされうる，ということである。故に，この認識が主流派経済学との臨界点の役割を担っているといって好い。近年，この分野の研究は，多くの場合，権力という術語に対する態度や解釈に疑問の余地があるものの，Bowles [2004] や Gintis [2000] 等，ゲーム理論や不完備契約論の中で交渉力の問題として積極的に採り挙げられている。これにより，必然的に，主体間の交渉状況に見出される問題に焦点が当てられ，成果を上げてきているといって好い。しかしながら，こうした状況は賛否のあるところであろう。何故ならば，権力を問題とするために設定される主体間の関係は，経済現象の説明原理として考察対象のミクロ経済学的基礎付けを求めるという特定の研究方針に同調しない者にとって，不本意なものに違いないからである。例えば，Honneth [1985] に拠ると，権力は関係的な概念であり，独占的な主体により行使されるのではない。言い換えれば，権力は，当事者間に見出されるべく，局所的に偏在するのではなく，社会関係上の行為連関に編みこまれて大局的に遍在する。同様の理解は近年の政治学にも引き継がれている。Dahl and Stinebrickner [2003] に拠れば，「個人や集団の欲求・願望・選好・意図が，影響行使者の欲求・選好・意図に反せず両立する方向へ，個人や集団の行為やその期待に作用するような，人間関係」と定義される影響の類型として権力が想定される[1)]。権力は，この中で，制裁を手段としてそれが正（ムチ）の場合であり，負（アメ）の場合に誘導と呼ばれる。その他，実力行使を手段としてそれが実際に実行される場合の拘束や期待させる場合の強制，言明を手段

＊　本稿に対して匿名のレフェリーより有益なコメントを頂いた。ここに記して感謝します。

1)　この定義は Lukes [1974] の第三定義に比べ，個人や集団の観察に基づいている点で行動主義的であるが，ここでは最後の「人間関係」を強調すれば充分である。

としてそれが真理である場合の説得やそれが虚偽である場合の操作，良かれ悪しかれ倫理や道徳に訴える権威が影響に含まれる[2]。一見，ここでの説得や権威といったものは古典的な権力観と程遠いが，関心や利害の対立の源泉が社会を基礎とした関係的概念として捉えられるに至ったことを示している。こうした観点からすると，規範は，真理言明や倫理・道徳といったものをその根拠としているとすれば，説得や権威に跨るものとして定義されうる。こうして，規範は権力問題の一部として位置付けることができるのである。小論では，理論的な完全競争市場が成立しているものとし，その影響，中でも選好の拘束性と規範性を検討することに特化する。そして，制裁と解される条件により市場そのものの権力を検討する。それにより，権力の遍在性の明確な認識を与えることのみを目的とする。

ここで直ちに想起されることは，競争が市場参加者に対して遍在的影響を与えるという，例えば，Friedman [1971] の競争結果としての合理性解釈や独占・寡占の理論，あるいは von Neumann 経済で想定される収益性の原則等，生産者理論の自明な命題である[3]。一方，消費者理論で競争の影響は，外部性として導入される以外に，明示的に問題とされなかったということができるであろう[4]。つまり，生産者理論で想定される企業の目的関数は利潤を最大化することに過ぎず，企業の選好等ないものとされ，労働の供給関数で想定される労働者の効用関数は賃金と労働供給の不効用のみに依存し，同時に他面で消費者であるはずの労働者の選好は無視される[5]。

小論の試みは，必然的に，市場参加者である各経済主体の自律的選好を論理的始点とする経済行動（選択行動）を競争を通じて調整するという説明や理解に対して，異議を唱えることに繋がる。一般均衡理論に代表される新古典派が所与の自律的選好を前提し続けてきた一方で，Schoeffler [1952] や Harsanyi [1953-4] に観られるように，予てよりこの前提に対する疑問は唱えられてきた[6]。R. Coase 以降の展開の中で，Posner [2003], Shavell [2004] を代表に，法制度の誘因に与える影響に注目してきた法と経済学では，近年さらに進んで，Bar-Gill and Fershtman [2004, 2005], Bohnet, Frey and Huck [2001], Cooter [1998, 2000], Sunstein [1991, 1993, 1999] 等のように，選好への影響，つまり内生的選好，が議論されるようになってきている[7]。小論では，こうした議論の内，現在では必ずしも洗練されていると見做されていない，表象的効果（expressive effect）の観点からこの問題を検討する。

---

2) 以下，影響を始め，拘束・権威は次の定義に従う。Dahl and Stinebrickner [2003], p. 17.

3) Friedman [1971], Part I.

4) この点は，Barthes [1967], Baudrillard [1970] 等に見られる動機付けへの関心を引き継いでいる消費社会論と消費者理論で対照的である。

5) 例えば，企業の社会的責任や社会的責任投資を考慮すると，企業の選好という概念が有効となるであろう。

6) また，Sen [1973], Gintis [1974] も参照。

7) 内生的選好論は，基本的に，Dekel and Scotchmer [1999], Kockesen, Ok and Sethi [2000], Rogers [1994], Young [1993] 等，進化ゲーム理論の展開に与っている。その他に法と経済学での議論にも影響を与えているものとして，Sen [1995], Bowles [1998] を挙げることができる。

小論の構成は次の通りである。経済学で規範理論が主題化されるのは社会的選択理論であり，これは Arrow や Sen を中心とした多数の論者により，民主主義と個人的自由権の両立問題として議論されてきた。したがって，まず，第Ⅰ節でこの論争を回顧し，論点を整理する。その中から，特に，選好の個人間独立性の問題に注目する。Gibbard と佐伯により提起されたこの問題は，「自由主義のパラドックス」に留まらず，自律的選好を基礎とした通常の選択理論，延いては，選好観への重大な問題提起となっている。この問題を示すためには，受動的最適反応と社会的決定の整合性問題に関する基本的な論点を，改めて，整理しなければならないであろう。第Ⅱ節はこのために充てられる。「自由主義のパラドックス」命題を言い換えると，もし，競争均衡の実現が優先され，その一大特性である Pareto 効率性の達成が前提されるならば，個人的自由が，市場競争による Pareto 原理により，侵害されていることになる。しかし，社会的選択理論に留まる限り，どのようにそうした事態が生じたのかまでは分からない。第Ⅲ節では，設定を一般均衡理論に換えて，選好が競争によりどのように変更されるかを検討する。強調しておくべきは，第Ⅲ節の議論が，いわゆる内生的選好論と異なり，選好形成過程を問題としているのでなく，所与の選好対の選択問題に過ぎないということである。

I. 自由主義のパラドックス論争の帰結から

社会的厚生関数の議論の中で，有名な Arrow [1950, 1959, 1977] の一般不可能性定理は，民主主義的な社会的厚生関数が存在しない，ということを示した。この時，特に問題視されたのは，社会的厚生関数の選好（弱）順序の推移性や無関連対象からの独立性という仮定であった。これに対して，Sen [1970, 1976] は，この議論を拡張し，これも有名な「Pareto 派自由尊重主義の不可能性」，より一般的には「Pareto 伝染病」，と呼ばれる命題を示し，「自由主義のパラドックス」論争が70-80年代にかけて活発に行われた[8)]。これは，Arrow の証明から無関連対象からの独立性を破棄し，かつ，社会的厚生関数について，推移律を緩和し非循環とした，社会的決定関数の下で Pareto 効率性と最小限の自由尊重主義が両立しないことを示したものとして知られる。

「Pareto 伝染病」は次のように表現される。定義域が普遍的である社会的決定関数に対して，選択肢のある一組の順序対に対する決定性が他のすべてへ適応されるためには弱 Pareto 原理が充分条件である[9)]。ここで，弱 Pareto 原理とは，定義域 X 内のある x と y について，もし，この社会のすべての構成員 i が x を y より強意に好むならば ($x \succ_i y$)，この社会でも x が y より強意に好まれる ($x \succ y$)，ということである。つまり，弱められた形とはいえ，Pareto 原理に従う限り，そこに内包された無関連対象からの独立性に似た独立性と選択肢対の無矛盾性に訴えられて，ある一主体が，いかなる瑣末な個人的事態も含めた社会のあらゆる状態に対して，決定する

8)　90年代に入るとゲーム理論的定式化が行われ，このパラドックスが必ずしも成立しないこと等，新たな展開が見られる。鈴村 [1996]，吉原 [2003]。

9)　Sen [1976].

ことができてしまう，ということである。言い換えれば，この定理に拠れば，Arrow=Debreu 型市場は一つの社会的決定関数と見做すことができるので，もし，そこで均衡が実現しているならば，その時，一人を除くすべての主体は，効用を最大化している一方で，無自覚のうちにすべての自由の権利を奪われているかもしれない[10]。重要なことは，すべての主体が交換に関して自身の目的関数の最大化を図っているだけであるため，その一人の個人が権力を行使していると一概に見做すことができない，ということである。

社会的決定関数に対して，Sen [1975] の再批判にもかかわらず，Seidl [1975], Bernholz [1974, 1975] の批判は傾聴に値するであろう。Sen は，社会的決定関数が個人的に過ぎないものと社会の状態を混同しているという Seidl 等の批判に対して，数学的事情を説く。「確かにその通りであるが」，ドイツ近世哲学流に言えば効用は受容性に向けられる感性のものとみなされるのに対し，社会状態は，少なくともそのいくつかについて，悟性，さらには，理性のものとみなされる余地が少なくともあるであろう[11]。Sen [1979] はこの問題を選好の順序の順序，あるいは，Harsanyi [1955] による個人的選好と道徳的選好の問題として捉え，検討している。しかし，基本的に Runciman and Sen [1965, 1974] での一般意志の扱いに観られるように，Sen は感性，つまり効用のみ，から社会状態を位置付ける方針を崩していない。一義の効用関数ないし選好順序は，主体の内部であらゆる評価を比較可能とするために，次元の問題を解決しているはずだ，との見解とも採ることができる。しかし，この見解は，既にこの時点で，倫理学的な問題設定をかなりの程度回避ないし捨象してしまっている。しかし，Sen がこうした見解に陥っていると批判するよりも，Sen は，Pareto 原理に依拠した社会的選択論の枠内で考える限りそこに含まれる弱い独立性によりそのように想定せざるを得ないのだ，と主張していると受け止めた方がよいであろう。

Buchanan [1996] は，個人的選択範囲に関する批判の論点を再整理し，これに対する Sen [1975] の批判を再々批判した[12]。この批判点は，Sen [1996] で改めて指摘されているように，Seidl [1975] 等を超えるものではない。それにもかかわらず注目すべきは，Coase の定理が想定する状況を考えるところである。すなわち，Sen の議論で所与とされた個人的自由裁量権の配分問題を事前交渉する機会が与えられるならば，その権利の交換過程で Pareto 基準が有効に働き，再配分された権利に基づいて Pareto 原理は自由尊重主義とも矛盾しないと主張する。この点は，個人的自由裁量権が社会的に対立無く承認されているという，Sen の暗黙の仮定を指摘していると解釈することができる。上述の感性を巡る論点，および，佐伯 [1980] が指摘する通り，社会的対立の多くがこの決定権の配分にあることから，この仮定は批判されるべきであろう[13]。

---

10) 他主体の財の保有状況も社会状態の構成要素であるから，社会的決定関数の定義よりそれらに対する自身の選好も表明されている。この時，消費関数の分割可能性について，区分の仕方が選択問題となっている場合等や分配規則を考えることができる。Barten and Bohm [1982].

11) 引用は Sen [1976] での Seidl と Bernholz への批判部より。

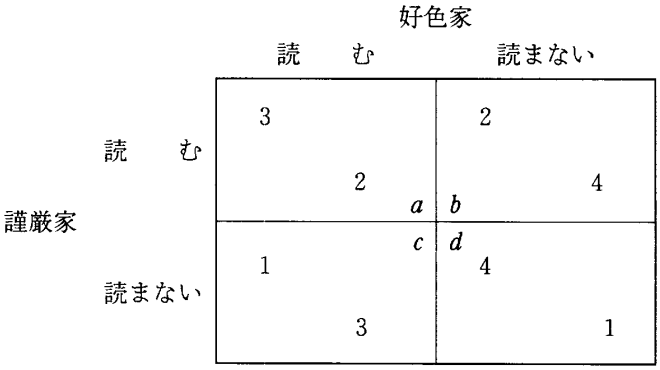
12) しかし，Sen [1996] で指摘されているように，自由尊重主義の形式的表現に対する解釈が誤っている。

13) 佐伯 [1980], p. 145.

II. Gibbard=佐伯の問題提起

Gibbard [1974] は，このパラドックスを解決するために，選好の個人間独立性という条件を提案した。選好の個人間独立性というのは，任意の選択肢 x, y が与えられた時，その人以外のすべての人が x を選択しているか，あるいは，その人以外のすべての人が y を選択しているか，に関わらず，その人の x と y の選好順序が不変である，ということである。実際には，それでも推移性が保障されないためにパラドックスが取り除けないことが証明されたのであるが，ここには別の重要な問題がある。すなわち，Nash 均衡の受動的最適反応，特に，多数あるいは状況に対する受動的最適反応がこのパラドックスの起因となりうる，ということである[14)]。ここでは，それらの数学的構造を精査することが目的ではないので，戦略型ゲームで純粋戦略の Nash 均衡が存在せず，社会的意思決定が不可能になることが確認できればよいものとしよう[15)]。この問題を考えるために，次の論点から準備しよう。Pareto 派自由尊重主義の不可能性は，Fine [1975], Runciman and Sen [1965, 1974], Smyth [1972] が論じているように，そこで与えられている選好が囚人のディレンマとよく似た構造をしている。Sen の援用で有名な『チャタレイ婦人の恋人』の例で示すと，図 1 のようになる。図 1 は一マスの左上が謹厳家，右下が好色家の，それぞれ，選好を示し，中心に寄せられている英小文字は単にマスを指示している。この謹厳・好色家，および，社会的選好順序は次のようになる。

図 1：『チャタレイ夫人の恋人』の例



謹厳家：$d \succ_1 (a \succ 1) b \succ_1 c$

好色家：$b \succ_2 c \succ_2 (a \succ_2) d$

社会的選好順序：$d \succ (a \succ) b \succ c \succ (a \succ) d$

a は Sen の例に含まれないものである。個人の権利としては，謹厳家に対して，b と d（および a と c），好色家に対して，c と d（および a と b），は相手の行為を一定とした場合のもので

14)　Deb, Pattanaik and Razzolini [1997]. 吉原 [2003] はその周辺の問題と共に簡潔に整理している。

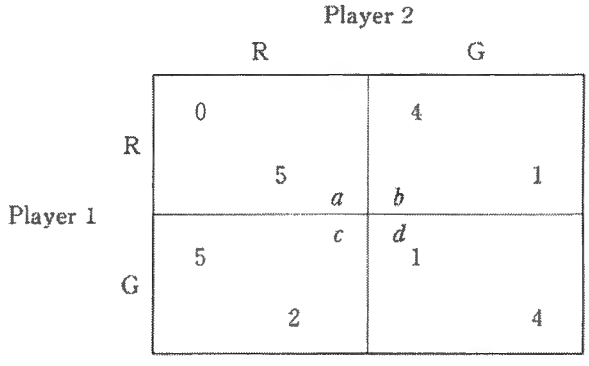
15)　純粋戦略のみを対象とする理由は，社会的な意思決定を考える場合に，混合戦略 Nash 均衡の現実的意義を確保するのは困難だからである。

あるから，自由尊重主義の観点からこの権利は保護され，社会的選好に反映されるべきである。しかし，Pareto 原理より，$b \succ_i c$, $i=1, 2$ が反映されなければならないため，社会的選好順序は循環してしまう。

ここで尊重された個人の権利が相手の選択肢を一定とした場合の自身の選好の表明であることに注意しよう。そして，図1の場合，謹厳家の個人的権利からの選好表明 $d \succ_1 b$（および $a \succ_1 c$）に対して，好色家の個人的権利からの選好表明 $c \succ_2 d$（および $b \succ_2 a$）に対して，それぞれ相手が反対の選好を表明している。これをBlau [1975] は干渉的選好（おせっかい）と呼び，『チャタレイ婦人の恋人』の例で社会的選好順序の循環が生じるのは双方共がこの選好を持っているためであることを示した。

Gibbard [1974] はこの問題を選好の個人間独立性として考察し，この条件の下でもパラドックスが取り除けないことを証明した。図2により，選好による効用が序数的・基数的な場合についてそれぞれ概観しよう。図2の左上から右下へ配置された数字が基数的効用，表全体の中心に集められた英小文字が序数的効用を，それぞれ，示す。図2での Player 1, 2 それぞれの選好は，序数的な場合，次のようになる。

図2：Gibbard の個人間依存選好



Player 1: $(b \succ_1 d)(c \succ_1 a)$

Player 2: $(a \succ_2 b)(d \succ_2 c)$

序数的効用の場合，双方共に，相手の同一選択肢の下でのみ，比較可能である。この場合，社会的選好は次のようになる。

社会的選好：$a \succ b \succ d \succ c \succ a$

つまり，この場合，社会的選好の矛盾を導くために，Pareto 原理さえ必要とされないのである。一方，基数的な場合，それぞれの選好は次のようになる。

Player 1：$c(\mathrm{G}, \bar{\mathrm{R}}) \succ_1 b(\mathrm{R}, \mathrm{G}) \succ_1 d(\mathrm{G}, \bar{\mathrm{G}}) \succ_1 a(\mathrm{R}, \bar{\mathrm{R}})$

Player 2：$a(\bar{\mathrm{R}}, \mathrm{R}) \succ_2 d(\bar{\mathrm{G}}, \mathrm{G}) \succ_2 c(\bar{\mathrm{G}}, \mathrm{R}) a \succ_2 b(\bar{\mathrm{R}}, \mathrm{G})$

それぞれに付された「⌐」は相手の決定権を示す。つまり，Player 1 は Player 2 と異なること

を選好し，Player 2 は Player 1 と同じものを選ぶことを好み，双方共に選好の個人間独立性を満たしていない。言い換えれば，Player 1, 2 共に選好の個人間独立性を満たしていない。情報量を増やした基数的効用の場合，双方共に，相手の異なる選択肢の下でも，比較可能である。この場合，網掛け部の Pareto 原理も考慮され，社会的選好は次のようになる。

社会的選好：(R, R)≻(G, G)≻(G, R)≻(R, G)≻(G, G)(G, R)

これにより，別の重要な問題が提起されたことになる。すなわち，選好の個人間独立性の問題は，干渉的選好の場合だけでなく，Nash 的反応行動がこのパラドックスの起因となりうる，ということを示している[16]。このことは有名な逢引きのディレンマを考えれば明白である。図 3 の逢引きのディレンマでの Player 1, 2 それぞれの選好順序，および，社会的選好順序は次のように与えられる。

Player 1：$(R, \bar{R}) \succ_1 (G, \bar{G}) \succ_1 (R, \bar{G}) \sim_1 (G, \bar{R})$

Player 2：$(\bar{G}, G) \succ_2 (\bar{R}, R) \succ_2 (\bar{G}, R) \sim_2 (\bar{R}, G)$

社会的選好：(R, R,)≻(G, G)≻(R, R)≻(R, G)∼(G,R)

図 3 ：逢い引きのディレンマ

Player 1 \ Player 2	R	G
R	2, 1	0, 0
G	0, 0	1, 0

こうして，選好の循環を含んでしまう。以上の議論は一対一の戦略的合理性で考えるならば，R と G の組み合わせで表現される事象は先験的かつ独立に与えられた選好に基づき，たまたま，そのようになっているに過ぎないと解釈することもできるかもしれない。しかし，受動的最適反応として描かれる場合，このような解釈は難しい。ここで問題としたいのは，その論理的解決ではなく，受動的反応という選好志向が意思決定と行為，そして結果という連関を考える場合に，以下で指摘する重要な含意についてである。

自由主義のパラドックス論争は，社会的選択理論の形式論理的発展も伴って，その副産物とし

16)　厳密には，ある選好の組み合わせの下で定義されたゲームで純粋戦略 Nash 均衡帰結が存在しないことが要求される。そして，この問題を回避するように内的に整合する，つまり，個人間独立性を満たす，権利体系を構成するためには，その権利体系を表現するゲーム形式が Nash 可解的でなければならない。吉原 [2003]。

て，選択行動の基礎となる選好および選択肢という概念についての理解を深める契機を与え，それら概念の修正を迫っていた。つまり，Gibbard [1974] で指摘されたことは，選好の対象は，単なる財でなく，自身の選択が他人（社会）にどのような影響をもたらすか，他人がどのような選好を持ち，選択するのかという，社会の一つの状態である，ということである。Resher [1979] は，社会的選択理論家が古風な道徳哲学者（old-school moral philosopher）を非分析的であると断罪することに対して，次のように反論する。その中心的役割を果たす Pareto 原理は，効用情報のみに頼るために，Sen の議論を受けて敷衍すれば Pareto 原理に含まれる弱い独立性により，異なる個人の好ましいものからそうでないものまでのさまざまな判断を，裁定することは不可能である。古風な道徳哲学者が分析的でないのはまさにその問題に最も腐心してきたからである，と。

佐伯 [1980] は自由主義のパラドックス論争を総括して，次のように述べる[17]。

> 従来の考えからすれば，ひとりひとりの「個人」は，自らの欲望かもしくは自分なりの利益などにもとづいて，一つの選好順序をモノに対して与える。「社会」はそれらの選好順序をまとめて，望ましい選択肢を選び出す，という発想で進められていた。しかるに，自由主義のパラドックスを分析していくときには，このような発想ではどうにもならないことが分かったのである。それにかわって，人々は「自分の選択行為が他の人々にどのような選択を余儀なくするか」とか「他の人々の選択によって自分はどのような選択を余儀なくされるか」などを全部あわせた，さまざまな**事態**を選択の対象としているわけである。（強調原文）

囚人のディレンマに代表される主体の効率性と社会的な不効率の矛盾の表現は，個人的権利（選択の自由）が与えられた上での社会的陥穽であるから，自由論や権力論，あるいはその統合，の新しい展開として期待される[18]。しかし，Sen の動機付けへの注視や Gibbard=佐伯の問題提起を受けた後では，選好の自律性の公準に疑いを持ち，そのような選択肢を選ばされたのではないか，何故，主体はそうした選好を持つに至ったのか，を問題にしなければならないであろう。

III. 選 択 的 選 好

自由主義のパラドックスは，Pareto 原理の成立と無矛盾な社会的決定関数の獲得を前提すれば，市場で効用関数の最大化を計っている主体が選好を変更させられていること，を示唆する。しかし，それがどのようになさせられているかは分からない。

法と経済学は法制度が誘因に与える影響に注目し，近年になると，内生的選好が論じられるよ

---

17) 佐伯 [1980], p. 158.

18) この方面の論稿として数土 [2005] が挙げられる。この基礎的発想は Runciman and Sen [1965] で与えられているが，Pruitt and Kimmel [1977] の時点で，二十年間の実験ゲームの展開を総括して，囚人のディレンマに基づいた社会的行為の研究に疑問が呈されていたことは興味深い。

うになっている。そこでは，Bowles [1998] と同様に，選好の形成を分析することが強調される。つまり，次のように想定する。法は可能な選択肢に対する利得を決めるが，選択は選好にも依存する。そのため，ある特定の選好を持つ人々が他の選好を持つ人々より（その利得で測って）良い状態になるかもしれない。ここに，学習や模倣，その他文化の拡がりという，我々の日常的なコミュニケーションに基づく経験を重ね合わせれば，ある社会の選好プロファイルはより有利な選好プロファイルへ導かれる。こうして，法と選好の関係が確立し，かつ，これはまさに選好の形成過程を記述している[19]。法と経済学で法制度が選好の変更をもたらすのは，もし法がxを悪（非合法）と定めるならば，選好は早晩xを評価しないようになるであろうし，反対に，もし法がxを善（合法）と定めるならば，選好は早晩xを評価しないようになるであろう，ということである[20]。これが選好に対する法の表象的効果，先のより有利な選好への移行が進化的効果と，それぞれ，呼ばれる[21]。

Palacios-Huerta and Santos [2004] は一般均衡理論を選好の選択を含めるように拡張した。つまり，通常の Arrow=Debreu 型モデルに，いわば，効用の均衡を付加する。選好は予め複数準備されており，完全情報・完全予見の一般均衡理論であるから，ここでは表象効果で充分である。これは必ずしも進化的効果に劣る見方と限らないであろう。Lucas [1976] での Lucas Critique を想起すれば，ある政策（法の改正）が発表された時，経済主体は行為を直ちにより適当なものへ変更させたのと同様に，既知の複数の選好プロファイルの下でそれぞれの選好に対する評価が完全情報市場で決定・周知されるならば，経済主体は選好を直ちに変更させるであろう[22]。また，進化的効果はモデルを解釈する際にコミュニケーション的行為を重ね合わせるが，実際にどのようにそれを行っているのかといった基本的問いをまだ充分に問題化できていないことが指摘されている[23]。一般均衡理論に留まることで，こうした難問から，当面，逃れることができる[24]。

以下，このことを踏まえて，モデルと解釈上の若干の変更を施しつつ，競争が選好を変更する様子を観察し，小論の関心に沿うように帰結を引き出そう。解釈上の主要な変更点は，Palacios-Huerta and Santos [2004] では，債券市場が完全になるにつれて，債権収益の期待値が実現値に一致するようになると想定され，あたかも，市場の推移的完全性が歴史法則であるかのように看做されている。ここではそのような想定を用いず，今期に保有しようという有償の資質（資産）について，来期にどのように評価されるかという社会的態度が不確定である場合として検討する。しかし，この場合，その資質からの報酬が社会のすべての主体に知られていなければなら

19) Bar-Gill and Fershtman [2004].

20) Cooter [1998].

21) Bar-Gill and Fershtman [2004].

22) ここでは合理的期待形成仮説を採用することになるが，Lucas Critique の参照が，直ちに，合理的期待形成仮説への依拠を意味する必要はない。合理的期待形成仮説は「適当な行為」の参照基準の特殊例と考えることができる。

23) 竹田 [2004], ch. 6.

24) Palacios-Huerta and Santos [2004] は，一時的均衡解の系列の安定性分析という形で，進化ゲーム理論の含意を，むしろ，積極的に採り入れている。

ない。ここで，社会とは市場参加者のみから構成されるとする。

競争による選好の適応の証明のために，純粋交換の一般均衡モデルが次のように設定される。[0, 1] の二期間モデルで二種類の経済主体がおり，二次効用関数とよく似た次のような選好を持つとしよう。この時，主体均衡は次のように書かれる。

$$\max_{\boldsymbol{b}^{v(i)}} \left\{x_0+\mathrm{E}\left[x_1-\frac{\rho_i}{2}x_1^2\right]\right\}, \qquad i=1, 2 \tag{1a}$$

$$s.t. \quad \bar{w}_0=x_0+\boldsymbol{b}^{v(i)}\boldsymbol{p}_b^{v(i)}$$

$$x_1(s)=\boldsymbol{b}^{v(i)}\boldsymbol{R}^{v(i)}(s)+w_1(s) \tag{1b}$$

$$\mathrm{E}\left[x_1-\frac{\bar{\rho}_i}{2}x_1^2\right]=\sum_{s=1}^{S}p(s)\left[x_1(s)-\frac{\bar{\rho}_i}{2}x_1(s)^2\right]$$

ここで，S は実現可能な状態数，$p(s)$ は状態 $s\in S$ の生起確率，w_j は第 j 期の消費財を示す。$\boldsymbol{R}^{v(i)}(s)$ は状態 $s\in S$ かつ評価 $v(i)$ の下での資産収益ベクトル，$\boldsymbol{b}^{v(i)}$ はその保有行ベクトル，$\boldsymbol{p}_b^{v(i)}$ はその価格ベクトル，をそれぞれ示す。ベクトルは特に断らない限り列ベクトルとする。

また，$\bar{\rho}_i$ は第 i 型主体の危険プレミアムであり，$\bar{\rho}_1=\rho$，$\bar{\rho}=\rho(1+V)$，V は第 1 期の配分の分散を示す。これより，$\bar{\rho}_1$ 型の場合，$\bar{w}_0=\bar{w}C_1$，$\bar{\rho}_2$ 型の場合，$\bar{w}_0=w$ であるとする。つまり，両者の選好はこの点でのみ異なる。より低い危険プレミアムを持つ $\bar{\rho}_1$ 型主体は，さらに，第 0 期に C_1 の費用を負担し，C_2 の追加利得を得るものとする。主体が身につけるある資質（資産）について社会的な評価が不確定であるとすれば，充分に評価される場合 $v(p)$ と充分に評価されない場合 $v(0)$ が確率的に生じ，$v=qv(p)+(1-q)v(0)$ とする。すなわち，競争を通じて各主体がこの危険プレミアムを選ぶ，ということを考える[25]。

市場均衡は次のように与えられる。

$$\pi\boldsymbol{b}_{\bar{\rho}_1}^{v(i)}*+(1-\pi)\boldsymbol{b}_{\bar{\rho}_2}^{v(i)}*=0 \tag{2}$$

π はこの経済で $\bar{\rho}_i$ 型を採る主体の割り合いを示す。

最後に，均衡で各主体が等しい効用を享受しているとする。

$$qu_{\bar{\rho}_1}^{v(p)}*+(1-q)u_{\bar{\rho}_1}^{v(0)}*+C_1=qu_{\bar{\rho}_2}^{v(p)}*+(1-q)u_{\bar{\rho}_2}^{v(0)}* \tag{3}$$

この条件は選好とその選択に関するゲームの完全情報に依存している。一般的に，この条件自体，一つの平等観の表明であり，異論のあるところである[26]。さらに，表記の便宜のために次の記号

25) 選好が与えられれば，通常のように，このモデルの一般均衡は存在するので，選好・価格・配分均衡の存在が問題となる。そのため，選好型は財の取引に先立って選択され，行為を選好の選択，報酬を対応する均衡効用とする完全情報ゲームを行う，とする。こうして，混合戦略を認めれば，Nash 均衡が存在する。Palacios-Huerta and Santos [2004].

26) Sen [1982b] に拠れば，この他に，このモデルの枠内で，限界効用の平等がある。また，先述の Resher [1979] の指摘を想起すれば，こうした比較が可能であれば，古風な道徳哲学者の努力は不用である。

を定める。

$$\mathfrak{R}^{v(i)}=\mathrm{E}\boldsymbol{R}^{v(i)\prime}\mathrm{E}\boldsymbol{R}^{v(i)} \tag{4a}$$

$$\boldsymbol{R}_w^{v(i)}=\mathrm{E}\boldsymbol{R}^{v(i)}\mathrm{E}w_1 \tag{4b}$$

$$\mu^{v(i)}=\mathrm{E}\boldsymbol{R}^{v(i)} \tag{4c}$$

$$u_{\bar{\rho}_1}^{v(0)}=w_0+\mathrm{E}\left[w_1-\frac{\rho}{2}w_1^2\right]-C_1 \tag{4d}$$

$$u_{\bar{\rho}_2}^{v(0)}=w_0+\mathrm{E}\left[w_1-\frac{\rho(1+V)}{2}w_1^2\right] \tag{4e}$$

「′」はベクトルの転置を示す。$u_{\bar{\rho}_i}^{v(0)}$ は評価がまったく期待できない場合の $\bar{\rho}_i$ 型主体の効用を示す。

以上の設定の下で，期待される社会的態度 $v(i)$，$\bar{\rho}_1$ 型の人口比率 π を所与として，次の均衡値が得られる。

$$\boldsymbol{b}_{\bar{\rho}_1}^{v(i)*}=\frac{(1-\pi)V}{1+\pi V}\mathfrak{R}^{v(i)-1}\boldsymbol{R}^{v(i)\prime} \tag{5a}$$

$$\boldsymbol{b}_{\bar{\rho}_2}^{v(i)*}=-\frac{\pi V}{1+\pi V}\mathfrak{R}^{v(i)-1}\boldsymbol{R}^{v(i)\prime} \tag{5b}$$

$$\boldsymbol{p}_b^{v(i)}=\mu^{v(i)}-\frac{\rho(1+V)}{1+\pi V}\boldsymbol{R}_w^{v(i)} \tag{6}$$

$$u_{\bar{\rho}_1}^{v(i)}=u_{\bar{\rho}_1}^{v(0)}+\left[\frac{\rho}{2}\boldsymbol{b}_{\bar{\rho}_2}^{v(i)*}\mathfrak{R}^{v(i)}\boldsymbol{b}_{\bar{\rho}_1}^{v(i)\prime}\right]+C_2 \tag{7a}$$

$$u_{\bar{\rho}_2}^{v(i)}=u_{\bar{\rho}_2}^{v(0)}\left[\frac{\rho(1+V)}{2}\boldsymbol{b}_{\bar{\rho}_2}^{v(i)}\mathfrak{R}^{v(i)}\boldsymbol{b}_{\bar{\rho}_1}^{v(i)\prime}\right] \tag{7b}$$

主体均衡条件(1)の一階条件を $\boldsymbol{b}_{\bar{\rho}_1}^{v(i)}$ について解き，それを市場清算条件(2)に代入し，$\boldsymbol{p}_b^{v(i)}$ を求める。次にそれを(1)の一階条件に代入し直し，$\boldsymbol{b}_{\bar{\rho}_i}^{v(i)}$ を求める。(7)は(1b)を(5a)・(5b)を考慮して整理することにより得ることができる。

ここで，社会的態度が期待外れに終わったことによる損失を次のように定義する。

$$\xi^{v(i)}(s)=w_1(s)-\boldsymbol{R}^{v(i)\prime}(s)\cdot\mathfrak{R}^{v(i)-1}\boldsymbol{R}_w^{v(i)} \tag{8}$$

もし，実際に充分に評価され，実現値が期待値と一致するならば，$\xi^{v(S)}(s)=0$ であり，意に反して実際にまったく評価を受けられないならば，$\xi^{v(0)}(s)=w_1(s)$ である。

次に，これを用いて(7)を書き直すために，(7a)・(7b)に(5a)・(5b)をそれぞれ代入し，社会的態度の違いによる損失を明示すると次式を得る。

$$u_{\bar{\rho}_1}^{v(i)}=u_{\bar{\rho}_1}^{v(0)}+\left[\frac{\rho}{2}\left(\frac{(1-\pi)V}{1+\pi V}\right)^2\right](\omega-\Xi^{v(i)})+C_2 \tag{9a}$$

$$u_{\bar{\rho}_2}^{v(i)}=u_{\bar{\rho}_2}^{v(0)}=+\left[\frac{\rho(1+V)}{2}\left(\frac{\pi V}{1+\pi V}\right)^2\right](\omega-\Xi^{v(i)}) \tag{9b}$$

where, $\omega=Ew_1^2$; $\Xi^{v(i)}=E\xi^{v(i)2}$

(9a)・(9b)それぞれの社会的態度 $v(i)$ の違いによる期待損失は左辺第二項の角括弧内に $\Xi^{v(0)}$ を乗じたものとなる。v の定義より，$\Xi^{v(0)}$ は次のように書き直すことができる。

$$\Xi^{v(0)}=q\Xi^{v(p)}+(1-q)\Xi^{v(0)} \tag{10}$$

(9)左辺第二項の角括弧内を X_i とすれば，来期の社会的評価に関する期待損失は $X(1-q)\Xi^{v(0)}$ となる。ここで，$\Xi^{v(p)}=0$，かつ，$\Xi^{v(0)}=E\xi^{v(0)2}(s)=Ew^{p2}{}_1=\omega$ であるから，$(1-q)\omega$ は両選好型に共通する期待損失の測度，したがって，評価に対する社会的態度の測度として採ることができる。

ここで，$\bar{\rho}_1$型主体の人口比率 π を求めるために，Palacios-Huerta and Santos [2004] の設定をそのまま採用し，(4d)・(7a)の C_1・C_2 が次のように表されると仮定しよう。

$$C_1=\frac{c_1}{f(\pi)},\ f'(\pi)>0,\ c_1=const.>0$$

$$C_2=c_2\frac{V}{[h(1-q)\omega]+V},\ c_2=const.>0$$

C_1 は低危険回避的選好を採ることに対する費用が，$\bar{\rho}_1$ 型人口比率が増える程，低下することを意図する。C_2 は低危険回避的選好を採ることに対する報酬が，社会的高評価が期待される程，高くなることを意図する。しかし，直ぐ後に述べるように，ここでの重要な仮定ではない。

この時，効用均衡条件(2)，および，(9)，(4d)・(4e)・(10)を考慮すると，均衡での $\bar{\rho}_1$ 型の人口比率 π を次式として得ることができる。

$$\frac{\rho}{2}\left(\frac{(1-\pi)V}{1+\pi V}\right)^2 q\omega-\frac{c_1}{f(\pi)}+\frac{c_2V}{h[(1-q)\omega]+V}=\frac{\rho}{2}\left[q(1+V)\left(\frac{\pi V}{1+\pi V}\right)^2-V\right]\omega \tag{11}$$

こうして，次の比較静学命題を引き出すことができる。(11)左辺第二項分母の $(1-q)\omega$ は社会的評価の負の見通しを示す。これを E とすると，$\partial u^{v(0)}_{\bar{\rho}_k}/\partial\leqq\pi 0$, $k=1, 2$，かつ，$\partial u^{v(0)}_{\bar{\rho}_1}/\partial E<0$ であるから，高い社会的評価が見込まれる時 E が低下し，$\bar{\rho}_1$型の人口比率 π が増加すると考えられる。π の増加は，翻って，社会的態度を期待通りに導くであろう。そのため，E をさらに低下させ，$u_{\bar{\rho}_1}$ を増加させるために，さらに π を増加させる。この過程は π が(11)を再び満たす程充分大きくなるまで続くことになる。この命題は，純粋に，C_2 の特定化の仮定に依存している。

次に，(6)より，$\partial\mu^{v(i)}_{\bar{\rho}_j}/\partial p^{v(i)}_{\bar{b}_j}>0$，かつ，(5)より，$\partial b^{v(i)}{}^*_{\bar{\rho}_{kj}}/\partial R^{v(i)}_{\bar{\rho}_j}\leqq 0$, $k=1, 2$，であるから，$\partial u^{v(i)}{}^*_{\bar{\rho}_k}/\partial^{v(i)}_{\bar{\rho}_j}\leqq 0$, $k=1, 2$ となる。したがって，$p^{v(i)}_{bj}$ の上昇は π を低下させ，$\bar{\rho}_2$ 型の人口比率を上昇させる。この一見矛盾した結果は，このモデルの主体が二期間で主体均衡を求めるためである。すなわち，ある資質の市場評価が高まったことにより，来期の期待収益が上昇するが，そのためにそれ程多くその資質を今期首に購入する必要がなくなった，ということである。したがって，直感的な帰結は，$w_1(s)$ の期待値について調べることになる。この場合，$\pi>0$ である限り，(11)の ω の係数は左辺の方が大であるから，$w_1(s)$ の期待値の上昇は π を上昇させる。つまり，

来期の期待収益が高くなるならば，より低危険回避的な $\bar{\rho}_1$型の人口比率が増加する。

ここから，次のような一般的解釈を与えることが許されるであろう。すなわち，競争市場に直面する主体は，自らの持つ選好に関わらず，競争的市場で有利な評価を受ける選好を示されたならば，少数派であることに稀少価値を見出す一部の変わり者を除いて，市場均衡条件より，選好を変更せざるをえない。競争的市場で有利な評価を受ける選好は，一面で，競争市場による均衡条件の結果として他の選好をその選好に拘束し，他面で，高い評価として規範的に機能する。

お　わ　り　に

ここまでの議論を次の五点に整理しておこう。

i．「自由主義のパラドックス」での Sen の主張の根幹は，社会的決定に関する Pareto 原理採用への批判である。すなわち，Pareto 原理がそれだけで効用情報以外を受け入れないという意味で弱い独立性を含意してしまっている，ということである。〔第Ⅰ節〕

ii．Pareto 原理の成立と社会的決定関数の無矛盾性を前提すれば，個人の選好は変更させられている（「自由主義のパラドックス」の言い換え）。〔第Ⅰ節〕

iii. Gibbard が検討した選好の個人間独立性は，基礎概念としての選好や選択が指示するものを対象から事態へ大きく変える。〔第Ⅱ節〕

iv. ii.・iii. は自律的選好の公準に疑問を呈する。〔第Ⅱ節〕

v．競争均衡は，高い評価としてある選好を規範付ける一方，有利なものとしてその選好へ拘束し，この時，選好は相互依存的である。〔第Ⅲ節〕

こうして，もし，多様な選好を持つ経済主体が存在し，市場が競争均衡を実現しているならば，選好は変更させられており，かつ，その変更は独占的な権力の保有主体により行使されているのではない。したがって，市場はその内部で，関係的な，遍在的権力を持つ。主体均衡を達しつつ，そもそもの選好を変更させられている点に着目すれば，潜在的な真の関心から目を背けさせるという，Lukes [1974] による権力の第三定義を適用することもできよう。それにもかかわらず，この場合でも，Lukes がその定義を導出する際に重視した潜在的な対立や主観的関心に充分な検討がなされたわけではなく，選択行為の背後にある選好の変更がモデルとして合理的に説明されたに過ぎないことは，改めて，明確にしておかなければならない。

最後に，問題となるのは，やはり，規範性であろう。これまでの議論で競争均衡の選好拘束性を認めることができても，その表裏として，規範性を述べることに違和感を感じるかもしれない。一般に，倫理学的対象としての規範がどのように設定され，どのように受け入れられていくかを観ることがあまりに難しいことは，倫理学の展開そのものが示している。しかしながら，かなり限定的意義に過ぎないとはいえ，競争市場で高い価格をつけているということは，より多くの人に高く評価されているということである。もちろん，高価格が何らかの倫理的基準と相容れず，不満が現されることもあり，価格評価されないものを倫理的価値と素朴に呼ぶ場合もあろう。と

もあれ，小論上で規範は説得と権威により機能的に定義されたものに過ぎない。評価基準がこのように設定されてしまうと，ここでもPareto原理が働くため，他のものからは独立に，その評価に拘束されていくことがより好い生活を享受することになる。つまり，競争市場での価格評価は市場参加者に対して，少なくとも誰からも観察可能という意味で，客観的な基準を提供する。その基準に沿って行為することが高い評価を得ることにより，他者に対して説得的機能を果たし，より多くの人から評価されることにより，権威的機能を果たし，規範として機能する。その一方で，そこから外れる者には低い評価を与え，均衡条件により実力行使で排除していくことで選好を拘束していく。この拘束的側面に着目すると，市場評価が多くの人に基準として受け入れられて規範としてますます追求されることにより，選好が相互依存性を纏ったとはいえ，それ以外の無関係な対象や選択の社会的意味は低い評価をもたらすに過ぎないものとして捨象されるようになる。そして，市場評価の規範性の顕著な特徴は，少なくとも民主的客観性とその明確さのために，その市場内部で評価が覆されない限り，その規範性について疑問を差し挟むことや反駁することが難しいということである。

参 考 文 献

Arrow, K. [1950], "A Diffculty in the Concept of Social Welfare", *Journal of Political Economy*, **58** (4), pp. 328-46.

——— [1959], "Rational Choice Functions and Orderings", *Economica*, **26**, pp. 121-7.

——— [1977], "Extended Sympathy and the Possibility of Social Choice", *The American Economic Review*, **67** (1), pp. 219-25.

Bar-Gill, O. & C. Fershtman [2004], "Law and Preference", *Journal of Law, Economics, & Organization*, **20** (2), pp. 331-52.

——— [2005], "Public Policy with Endogenous Preferences", *Journal of Public Economic Theory*, **7** (5), pp. 841-57.

Barten, A. & V. Böhm [1982], "Consumer Theory", in K. Arrow & M. Intrigator (eds.), *Handbook of Mathematical Economics*, **II**, North-Holland Publishing, ch. 9, pp. 381 ?429.

Barthes, R. [1967], *Systéme de la Mode*, Éditions du Seuil, (佐藤信夫訳，『モードの体系：その言語表現による記号学的分析』，みすず書房，1972年).

Baudrillard, J. [1970], *La Société de Consommation : ses Mythes, ses Structures, Denoël*, (今村仁司・塚原史訳，『消費社会の神話と構造』，紀伊国屋書店，1979年).

Bernholz, P. [1974], "Is a Paretian Liberal Really Impossible ?", *Public Choice*, **19**, pp. 99-107.

——— [1975], "Is a Paretian Liberal Really Impossible : a Rejoinder", *Public Choice*, **23**, pp. 69-73.

Blau, J. [1975], "Liberal Values and Independence", *Review of Economic Studies*, **42** (3), pp. 395-402.

Bohnet, I., B. Frey, & S. Huck [2001], "More Order with Less Law : on Contract Enforcement, Trust and Crowding", *American Political Science Review*, **95**, pp. 131-44.

Bowles, S. [1998], "Endogenous Preferences : the Cultural Consequences of Markets and other Economic Institutions", *Journal of Economic Literature*, **36** (1), pp. 75-111.

——— [2004], *Micoroeconomics : Behavior, Institutions, and Evolution, The Roundtable Series* in Behavioral Economics, Russell Sage Foundation.

Buchanan, J. [1996], "An Ambiguity in Sen's Alleged Proof of the Impossibility of a Pareto Libertarian", *Analysis & Kritik : Zeitschrift für Sozialtheorie*, **18**, pp. 118-25.

Cooter, R. [1998], "Expressive Law and Economics", *Journal of Leagal Studies*, **27** (2), pp. 585-608.

——— [2000], "Do Good Laws Make Good Citizens ? an Economic Analysis of Internalized Norms", *Virginia Law Review*, **86** (8), pp. 1577-601.

Dahl, R. & B. Stinebrickner [2003], *Modern Political Analysis, Pearson Education, 6th ed.*

Deb, R., P. Pattanaik, & L. Razzolini [1997], "Game Forms, Rights, and the Effciency of Social Outcomes",, **72** (1), pp. 74-95.

Dekel, E. & S. Scotchmer [1999], "On the Evolution of Attitudes Towards Risk in Winner-Take-All Games", *Journal of Economic Theory*, 87, pp. 125-43.

Fine, B. [1975], "Individual Liberalism in a Paretian Society", *Journal of Political Economy*, **83** (6), pp. 1277-81.

Friedman, M. [1971], *Essays in Positive Economics*, University of Chicago, (佐藤隆三・長谷川啓之訳, 『実証経済学の方法と展開』, 富士書房, 1977年).

Gibbard, A. [1974], "A Pareto-Consistent Libertarian Claim", *Journal of Economic Theory*, **7**,pp. 388-410.

Gintis, H. [1974], "Welfare Criteria with Endogenous Preferences : the Economics of Education", *International Economic Review*, **15** (2), pp. 415-30.

——— [2000], *Game Theory Evolving : a Probrem-Centered Introduction to Modeling Strategic* Interaction, Princeton University Press.

Harsanyi, J. [1953-4], "Welfare Economics of Variable Tastes", *Review of Economic Studies*, **21**, pp. 204-13.

——— [1955], "Cardinal Welfare, Individualistic Ethics, and Interpersonal Comparisons of Utility", *Journal of Political Economy*, **63** (4), pp. 309-21.

Honneth, A. [1985], *Kritik der Macht : Reflexionsstufen einer Kritischen Gesellschaftstheorie*, Suhrkamp Verlag, (河上倫逸訳, 『権力の批判：批判的社会理論の新たな地平』, 法政大学出版局, 1992年).

Kockesen, L., E. Ok, & R. Sethi [2000], "Evolution of Interdependent Preferences in Aggregative Games", *Games and Economic Behavior*, **31**, pp. 303-10.

Lucas, R., Jr. [1976], "Econometric Policy Evaluation : a Critique", in K. Brunner & A. Meltzer (eds.), *The Phillips Curve and Labor Markets, volume CRCS*, 1, North-Holland Publishing, pp. 19-46.

Lukes, S. [1974], *Power : a Radical View, Studies in Sociology, Palgrave*, (中島吉弘訳, 『現代権力論批判』, 未來社, 1995年).

Palacios-Huerta, I. & J. Santos [2004], "A Theory of Markets, Institutions, and Endogenous Preferences", *Journal of Public Economics*, **88** (3-4), pp. 601-27.

Posner, R. [2003], *Economic Analysis of Law*, Aspen Law & Business, *6th ed.*

Pruitt, D. & M. Kimmel [1977], "Twenty Years of Experiemental Gaming : Critique, Synthesis, and Suggestions for the Future", *Annual Review of Psychology*, **28**, pp. 363-92.

Resher, N. [1979], "Economics vs. Moral Philosophy : the Pareto Principle as a Case Study of Their Divergent Orientation", *Theory and Decision*, 10, pp. 169-79.

Rogers, A. [1994], "Evolution of Time Preferences by Natural Selection", *The American Economic Review*, **84**, pp. 460-81.

Runciman, W. & A. Sen [1965], "Games, Justice and the General Will", *Mind*, **74** (296), pp. 554-62.

———— [1974], "Prisnoner's Dilemma and Social Justice : a Repley", *Mind*, **83** (332), p. 582.

佐伯 胖, [1980], 『「きめ方」の論理：社会的決定論への招待』, 東京大学出版会.

Schoeffler, S. [1952], "Note on Modern Welfare Economics", *The American Economic Review*, **42** (5), pp. 880-7.

Seidl, C. [1975], "On Liberal Values", *Zeitschrift für Nationalökonomie (Journal of Economics)*, **35**, pp. 257-92.

Sen, A. [1970], "The Impossibility of a Paretian Liberal", *Journal of Political Economy*, **78**, pp. 152-7.

———— [1973], "Behaviour and the Concept of Preference", *Economica*, **40**, pp. 241-59.

———— [1975], "Is a Paretian Liberal Really Impossible : a Reply", *Public Choice*, **21**, pp. 111-13.

———— [1976], "Liberty, Unanimity and Rights", in *Economica*, pp. 217-45.

———— [1979], "Personal Utilities and Public Judgements : or what's Wrong with Welfare Economics", in *Economic Journal*, pp. 537-58.

———— [1982a], *Choice, Welfare and Mesurement*, Basil Blackwell Publisher, (大庭健・川本隆史訳, 『合理的な愚か者：経済学＝倫理学的研究』, 勁草書房, 1989年).

———— [1982b], "Equality of What ?", In *Choice, Welfare and Mesurement*, ch. 16, pp. 353-69.

———— [1995], "Rationality and Social Choice", *The American Economic Review*, **85** (1), pp. 1-24.

———— [1996], "Rights : Formulation and Consequences", *Analysis & Kritik : Zeitschrift für Sozialtheorie*, **18**, pp. 153 ?70.

Shavell, S. [2004], *Foundations of Economic Analysis of Law*, Harvard University Press.

Smyth, J. [1972], "The Prisoner's Dilemma II", *Mind*, **81** (323), pp. 427-31.

数土直紀, [2005], 『自由という服従』, 光文社.

Sunstein, C. [1991], "Preference and Law", *Philosophy and Public Affairs*, **20** (1), pp. 3-34.

———— [1993], "Endogenous Preferences, Environmental Law", Working Paper 014, University of Chicago Law School.

———— [1999], "Behavioral Law and Economics : a Progress Report", *American Law and Economics Review*, **1**, pp. 115-57.

鈴村興太郎, [1996], 「厚生・権利・社会的選択」, 『経済研究』, **47** (1), pp. 64-79.

竹田茂夫, [2004], 『ゲーム理論を読み解く：戦略的理性の批判』, 筑摩書房.

吉原直毅, [2003], 「自由主義的権利のゲーム理論的分析」, 『経済研究』, **54** (1), pp. 1-18.

Young, H. [1993], "An Evolutionary Model of Bargaining", *Journal of Economic Theory*, **59**, pp. 145-68.

(受付 2008年3月18日)